

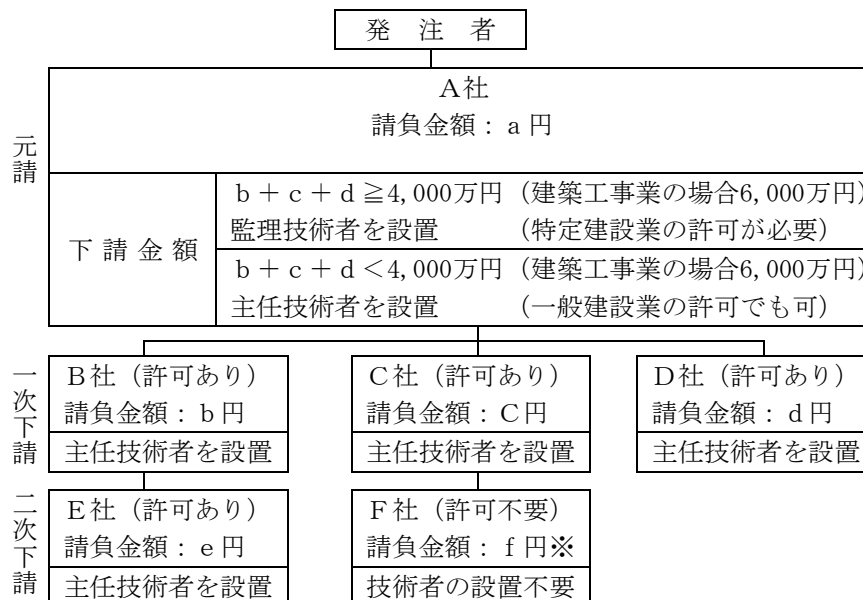
第1 主任技術者、監理技術者の設置

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、工事現場に主任技術者又は監理技術者を置くことが義務づけられています。（建設業法第26条）

1 主任技術者、監理技術者の設置

- (1) 建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず必ず工事現場に主任技術者を置かなければならない。
- (2) 建設業者が、発注者から直接工事を請け負い、そのうち4,000万円（建築工事業の場合は6,000万円）以上を下請負させる場合は、主任技術者に替えて監理技術者を現場に設置しなければならない。

工事現場に設置しなければならない技術者の設置事例



※ $f < 500$ 万円（建築一式工事の場合は1,500万円又は延面積150㎡未満の木造住宅工事）

2 専門技術者の設置

- (1) 土木一式工事、又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し、主任技術者の資格を有する専門技術者を工事現場に置かなければならない。
 （例えば、建築一式工事を施工する場合で、その内容となる大工工事、左官工事、内装仕上工事等の専門工事を自ら施工しようとするときは、それぞれの工事について主任技術者の資格を有する専門技術者を置かなければならない。それができない場合は、許可を受けた専門工事業者に施工させなければならない。）
- (2) 一式工事の主任技術者、又は監理技術者が専門工事に係る主任技術者の資格を有する場合は、同一人が専門技術者を兼ねることができる。

建設業法における営業所の専任技術者と工事現場の監理技術者、主任技術者

| | | | | | | | |
|------------|--|---|----------------------------------|--|-------------------------|--|------------------|
| 許可を受けている業種 | 指定建設業 7 業種 (土木工事業、建築工事業、管工事業、造園工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、電気工事業) | | | 指定建設業以外の21業種 (大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業) | | | |
| | 許可の種類 | 特定建設業 | | 一般建設業 | | 特定建設業 | 一般建設業 |
| 許可制度 | 営業所に必要な技術者の資格要件 | 1 級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 | | 1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者 | | 1 級国家資格者 指導監督的な実務経験者 2 級国家資格者 実務経験者 | |
| 工事現場の技術者制度 | 元請工事における下請金額の合計 | 4,000万円以上 (建築一式工事の場合は6,000万円) | 4,000万円未満 (建築一式工事の場合は6,000万円) | 4,000万円以上は契約できない (建築一式工事の場合は6,000万円) | 4,000万円以上 | 4,000万円未満 | 4,000万円以上は契約できない |
| | 工事現場に置くべき技術者 | 監理技術者 | 主任技術者 | 主任技術者 | 監理技術者 | 主任技術者 | 主任技術者 |
| | 技術者の資格要件 | 1 級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 | 1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者 | | 1 級国家資格者 指導監督的な実務経験者 | 1 級国家資格者 2 級国家資格者 実務経験者 | |
| | 技術者の専任 | 公共性のある工作物に関する建設工事であって請負金額3,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上) | | | | | |
| | 監理技術者資格者証の必要性 | 発注者が国、地方公共団体等のときに必要 | 必要なし | | 発注者が国、地方公共団体等のときに必要 | 必要なし | |

様式 1

工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書

平成 年 月 日

兵庫県契約担当者

様

受注者 住所
氏名 ⑩

(建設許可番号及び年月日) 大臣・一般 第 号
知事・特定 年 月 日

平成 年 月 日付で請負契約を締結した次の工事については、下記のとおり施工いたしますので、通知いたします。

| | | | |
|-------|-------------------|------|--|
| 工事名 | | 工事種別 | |
| 工事番号 | | | |
| 契約年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| 契約金額 | 円 | | |
| 契約工期 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 | | |

記

1. 施工計画〔次の何れかに○印を附してください。〕

ア 自社施工

(この欄に○印を附した場合は、次欄に主任技術者名を記入してください。)

イ 自社施工及び一部下請施工

(この欄に○印を附し下請施工の合計額が4,000万円(建築工事は6,000万円)

以上になる場合は、次欄に監理技術者名を記入してください。)

【技企第1074号 平成28年5月31日付 改定】

2. 現場代理人及び監理技術者等

| 区分 | 番号 | 氏名 | 生年月日 | 専任期間 | 国家資格名称 |
|-------|----|----|------|------|--------|
| 現場代理人 | — | | ・ ・ | :: | |
| 監理技術者 | | | ・ ・ | :: | |
| 主任技術者 | — | | ・ ・ | :: | |
| 専門技術者 | — | | ・ ・ | :: | |

3. 下請負状況（全ての一次下請負状況を記載のこと。）

| | | | | |
|---|---------------|-------------------|--|-----------------------------|
| 1 | 下請 | 下請負業者名 | | 建設業許可番号及び年月日 |
| | | 所在地 | | 大臣・知事：一般・特定 第 号 年 月 日 |
| | | 代表者名 電話 | | |
| | 契約年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| | 契約金額 | 円 | | |
| | 契約工期 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 | | |
| | 下請負させる部分の工事概要 | | | |
| 2 | 下請 | 下請負業者名 | | 建設業許可番号及び年月日 |
| | | 所在地 | | 大臣・知事：一般・特定 第 号 年 月 日 |
| | | 代表者名 電話 | | |
| | 契約年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| | 契約金額 | 円 | | |
| | 契約工期 | 平成 年 月 日～平成 年 月 日 | | |
| | 下請負させる部分の工事概要 | | | |

(注)ア. 本通知書を提出する時点では、下請施工の合計額が4,000万円（但し、建築工事は6,000万円）未満であってその後の事情変更により、4,000万円（但し、建築工事は6,000万円）以上となった場合は、必ずこの様式により変更後の全体下請状況を**報告**してください。

イ. なお、下請工期等の変更があった場合も、変更後の状況を**報告**してください。

